

公告 第01009号

健康保険法第47条の規定により、当組合の令和元年9月30日における全被保険者の同月の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公示する。

記

1. 令和元年9月30日現在の平均標準報酬月額
304,900円
2. 令和2年度における任意継続被保険者の標準報酬月額上限額
22等級 300千円
3. 適用年月日
令和2年 4月 1日

令和元年 10月 3日

リクルート健康保険組合

理事長 池内 省五

